

令和7年度 旭市開放学校のしおり



はじめに

旭市の小・中学校体育施設（体育館、運動場、柔・剣道場）は、「旭市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」（以下「規則」という。）に基づいて、学校教育に支障のない範囲で使用種目を指定し、市民のスポーツ及びレクリエーション活動にご利用いただいております。

この事業は、利用団体と学校及び市の提携のもとで、青少年の健全育成並びに市民の健康増進や体力向上、また併せて生涯にわたりスポーツに親しむことができ、豊かなスポーツライフを送っていただけるよう実施しております。

【開放学校の概要】

1. 利用条件（団体）

- (1) 旭市内在住・在勤・在学で組織された10名以上の団体で、責任者が明確であり、教育委員会に登録したもの。
- (2) スポーツ活動を目的とする団体で、スポーツ安全保険に加入していること。（複数の団体に所属する場合は、所属する全ての団体でスポーツ安全保険に加入すること。）
- (3) 営利を主たる目的とする使用でないこと。

2. 開放学校

(1) 体育館：小・中学校（20校）

中央小学校 ・ 琴田小学校 ・ 干潟小学校 ・ 富浦小学校 ・ 矢指小学校
共和小学校 ・ 豊畑小学校 ・ 鶴巻小学校 ・ 滝郷小学校 ・ 嚶鳴小学校
三川小学校 ・ 飯岡小学校 ・ 中和小学校 ・ 萬歳小学校 ・ 古城小学校
第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 海上中学校 ・ 飯岡中学校 ・ 干潟中学校

(2) 武道場：中学校（4校）

第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 海上中学校 ・ 飯岡中学校

(3) 運動場：小・中学校（18校）

中央小学校 ・ 琴田小学校 ・ 干潟小学校 ・ 富浦小学校 ・ 矢指小学校
共和小学校 ・ 豊畑小学校 ・ 鶴巻小学校 ・ 滝郷小学校 ・ 嚶鳴小学校
三川小学校 ・ 飯岡小学校 ・ 中和小学校 ・ 萬歳小学校 ・ 古城小学校
第一中学校 ・ 第二中学校 ・ 飯岡中学校

3. 開放期間

(1) 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

（※12月29日～1月3日を除く）

(2) 次の場合は利用中止とする。

- ① 選挙事務に使用する場合（準備日及び当日）
- ② 学校行事（入学式や卒業式等）、学校の教育活動の一環で使用する場合
- ③ 市行事等で使用する場合
- ④ 災害等により、避難所として使用する場合
- ⑤ 学校施設の保守点検及び工事の場合

4. 開放時間（規則第5条）

開放日	施設	開放時間
月～金曜日	屋内運動場	午後6時から午後9時30分まで
土・日曜日・祝日	屋内運動場	午前9時から午後9時30分まで
	屋外運動場	午前9時から午後5時まで

※12月29日～1月3日を除く

5. 活動の種目

各学校により施設・設備が異なるため、活動種目も学校の状況に合わせて学校と協議のうえ決定する。

6. 利用回数

1団体の申請は、原則1校かつ週1回の利用とする。

ただし、利用年度中において追加申請し、許可を受けた場合はこの限りではない。

7. 照明電気料（規則第8条）

利用団体は、学校体育施設（屋内）の照明設備を使用したときは、その使用に係る電気料の実費相当額として、1時間につき1面当たり100円を納入しなければならない。

なお、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

※「旭市開放学校施設照明設備使用報告書」を4半期毎（①4～6月、②7～9月、③10月～12月、④1月～3月）に作成し、各期末の翌月5日までに教育委員会スポーツ振興課へ提出すること。

※なお、登録済の携帯電話番号に照明電気料の納入期限が近い旨を通知するためのSMS（ショートメッセージ）を送信することがあるので了承すること。

登録及び許可について

日 程	内 容
令和7年1月1日	「市ホームページ」・「広報あさひ」に利用団体募集案内を掲載
1月8日（水）～22日（水） 1次募集開始	令和7年度年間登録申請（1次）受付期間
2月中旬	1次利用希望 調整会議実施 <u>（※利用希望内容重複団体のみ、調整会議を実施）</u> 会議実施日はスポーツ振興課より該当団体へ連絡
2月下旬 3月上旬～中旬	令和7年度 開放学校第1次申請【結果公表】 ・市ホームページに掲載 ・スポーツ振興課へ問合せ 旭市開放学校利用団体登録書（以下「登録書」という。） 及び旭市開放学校利用許可書（以下「許可書」という。） を交付
3月3日（月）～13日（木） 2次募集開始（追加利用含む）	2次利用希望申請 受付期間
3月下旬	2次利用希望 調整会議実施 <u>（※利用希望内容重複団体のみ、調整会議を実施）</u> 会議実施日はスポーツ振興課より該当団体へ連絡
4月上旬～中旬	令和7年度 開放学校第2次申請【結果公表】 ・市ホームページに掲載 ・スポーツ振興課へ問合せ 「登録書（新規登録団体のみ）」・「許可書」を交付
令和7年5月～令和8年3月まで 3次募集開始（追加利用含む）	3次申請受付 <u>（※学校の空き状況により随時受付）</u>

※登録及び許可は単年度のため、継続利用している団体が優先的に利用できるものではありません。

1. 登録について

(1) 申請書類

- ① 旭市開放学校利用団体登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）
【※会員名簿は別紙で添付可能（氏名・住所・年齢・性別・職業を記載すること。）】
- ② 旭市開放学校利用許可申請書（第2号様式）（以下「許可申請書」という。）
- ③ 旭市開放学校【第1次】利用希望調査票
※ 申請書（第1号様式、第2号様式）及び調査票については、市ホームページよりダウンロード可能

(2) 申請方法

- ① 申請書を受付期間中にスポーツ振興課または総合体育館へ提出すること。
（※E-mail【sports-shinko@city.asahi.lg.jp】の申請も可能とする。）
- ② 持参する場合は、開庁・開館時間内に申請すること。
スポーツ振興課：午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日・年末年始を除く）
総合体育館：午前8時30分から午後9時まで（第2・第4月曜日、年末年始を除く）

(3) 利用団体の決定方法について

- ① 学校事業（PTAバレー等）の日程を優先する。
学校事業の追加・変更に伴い、変更が必要となった団体は再度調整する。
（※上記の場合、許可書を発行した内容も取り消しとなる。）
- ② 利用希望が重複した団体のみ、調整会議を実施する。
- ③ 調整会議は、団体代表者（または代理）が出席すること。
- ④ 同じ曜日・時間帯に複数団体の希望が重複した場合は、団体同士の話し合いのもと決定する。調整がつかない場合は、会議当日にクジで決定する。

(4) 登録書及び許可書の交付について

- ① 登録書及び許可書は、スポーツ安全保険（加入者名簿と領収書の写し）提出時に交付する。

(5) 学校体育施設の鍵貸出しについて

- ① 登録書及び許可書の交付を受けた団体は、利用する学校に登録書及び許可書を持参し、体育施設の鍵を借りること。（第二中学校・海上中学校を除く）
- ② 鍵の保管については、各団体の代表者が責任を持って管理すること。なお、鍵の複製を作ってはならない。**（鍵の借用届を記入し、利用する学校へ提出の上、責任者へ貸出し）**
- ③ 鍵を紛失した場合は、学校及びスポーツ振興課へ速やかに連絡をすること。
※鍵の交換等が発生する場合の費用は、当該団体が負担する。
- ④ 登録の取消しをする場合は速やかにスポーツ振興課へ連絡し、登録書及び許可書を返却すること。また、学校体育施設の鍵を学校へ返却すること。

(6) 登録内容の変更

- ① 登録内容に変更があった場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告すること。

(7) 利用許可の取消し

以下の事項に該当した場合は利用許可の取消しをする。

- ① 虚偽の申請をしたとき。
- ② 利用上の基準（学校体育施設開放利用基準）に違反したとき。
- ③ 利用許可に記載した事項と異なる利用をしたとき。

(8) 単発申請の特例

① 申請する時間に年間登録団体の利用がある場合、原則として単発利用を優先とするため、既登録団体の利用を休止してもらう場合がある。

② 年間登録団体であっても通常の利用用途以外（練習試合・大会等）で利用する場合は申請が必要となる。

(9) その他

他団体が単発利用の申請をする場合において、年間登録団体の連絡先を教えることに同意するとともに、団体同士で調整を図ること。

2. 追加年間登録（令和7年3月1日から受付）

(1) 申請書類

1. 登録について（1）と同様

（※追加利用の場合は「登録申請書」及び「会員名簿」は不要）

- ① 第2次申請：利用希望調査票は【第2次】利用希望調査票を使用すること。
- ② 第3次申請：利用希望調査票は不要

(2) 申請方法

1. 登録について（2）と同様

(3) 手続きの流れ

- ① 利用を希望する学校の空き状況をスポーツ振興課または市ホームページで確認する。
- ② 申請書類一式をスポーツ振興課または市のホームページから入手する。
- ③ スポーツ振興課または総合体育館へ申請書類を提出する。

(4) 年間登録申請受付

- ① 第2次申請：希望内容受付後、重複分のみ調整会議で決定する。
- ② 第3次申請：空いている学校体育施設については随時年間登録の受付を行う。

(5) 登録書・許可書の交付

- ① 第2次申請：調整会議終了後、準備が整い次第、登録書（新規登録団体のみ）・許可書を交付する。
- ② 第3次申請：随時、準備が整い次第、登録書（新規登録団体のみ）・許可書を交付する。

(6) 登録内容の変更

1. 登録について（6）と同様

(7) 利用許可の取消し

1. 登録について（7）と同様

(8) その他

他団体が単発利用の申請をする場合において、年間登録団体の連絡先を教えることに同意するとともに、団体同士で調整を図ること。

学校体育施設開放利用基準

1. 利用について

- (1) 利用は許可を受けた日時及び登録した会員に限る。
- (2) 駐車場等を利用する場合は、あらかじめ学校により指定された場所を利用すること。
- (3) 施設や備品の破損又は紛失の場合は、速やかに学校及びスポーツ振興課に連絡し指示に従うこと。
破損などの場合は、団体の責任において速やかに原状回復すること。
- (4) 学校施設の鍵は、団体責任者が**借用書を記入**の上管理する。
(複製は禁止とする。)
- (5) 団体責任者は、利用日毎に利用状況報告書に記入すること。
※利用状況報告書にて団体の利用状況確認を行う。利用状況報告の記入が無い場合、団体活動が無いものとし利用許可の取消しをする。
- (6) **照明設備を使用した場合は、「旭市開放学校施設照明設備使用報告書」を4半期毎に作成し、各期末の翌月5日までに教育委員会スポーツ振興課へ提出すること。**

2. 使用種目

- (1) 体育館及び柔・剣道場
 - ① バレーボール
 - ② バasketボール、ミニBasketボール
 - ③ バドミントン
 - ④ 体操・ダンス等
 - ⑤ 武道（剣道、空手、柔道等）
 - ⑥ その他（協議の上決定）
- (2) 運動場
 - ① 野球（対象：小・中学生）
 - ② サッカー（対象：小学生）
 - ③ 陸上
 - ④ その他（協議の上決定）

3. 設備・器具等の使用

- (1) 許可を受けた種目の器具以外は使用禁止とする。
- (2) 指定された器具（清掃具）以外を使用する場合、学校の許可を得ること。
- (3) 学校の備品（ボール等）は使用禁止とする。
- (4) **団体所有の用具を学校に置くことを禁止とする。**
- (5) 体育館は土足での使用を禁止とする。
- (6) 柔・剣道場は裸足で使用する。

- (7) 運動場はスパイクでの使用を禁止する。
- (8) 既存施設に変更を加えないこと。
- (9) 使用した設備や器具等は使用前の状態に戻すこと。

4. 清掃・施錠・消灯

- (1) 使用した器具等を元に戻し、きちんと清掃を行うこと。
- (2) 施設の消灯、戸締り及び施錠をすること。
- (3) ラインを引いたときはラインを消すこと。
- (4) 退校の際には校門を閉めること。

5. 使用上の注意事項

(1) 学校敷地内及びその周辺は禁煙とする。

(2) 体育館内及び運動場内では、水分補給以外の飲食は禁止とする。

(3) ゴミは持ち帰ること。

(4) 幼児同伴のときは、保護者が付き添うこと。

(5) 自動車の駐車は指定された場所のみとし、運動場への乗入れ、路上駐車は禁止とする。

(6) 運動場の状態が不良の場合は使用を禁止とする。

(7) 固定施設（遊具等）の使用を禁止とする。

(8) 学校施設を放課後児童クラブで使用している場合があるので、十分注意して使用すること。

(9) 近隣住民への迷惑や遊具で遊んでいる児童に危険が及ばないように練習方法を工夫すること。

(10) 指定体育施設以外のトイレ使用を禁止とする。

(11) 夜間利用する団体は午後 9 時 30 分までに必ず学校敷地内から退出すること。

※駐車場等でたむろする、大声で騒ぐなど近隣に迷惑をかけること。

(12) 工事区域及び立入禁止区域には立入らないこと。

(13) 敷地内で発生した盗難及び紛失等の責任は負いかねるので、各自で対処すること。

(14) 災害時等に避難所として使用する場合は、開放学校利用を中止とする。

(15) 器物破損事故等があった場合は、学校及び教育委員会スポーツ振興課へ連絡をすること。また、学校の指示に従い応急措置を行うとともに、業者を手配し速やかに修復を行うこと。この場合、原則修理費は利用団体の負担とする。

連 絡 体 制

1. 開放学校の利用ができない場合

(1) 選挙事務により利用できない場合

学校体育館に掲示

(2) 学校行事により利用できない場合

学校体育館に掲示または利用団体責任者へ連絡

(3) 市の行事等により利用できない場合

市から利用団体責任者へ連絡

(4) 災害等により避難所として利用する場合

市から利用団体責任者へ連絡

2. 事故発生、施設・備品等破損、鍵の紛失のとき

利用団体責任者から学校及びスポーツ振興課へ連絡

3. 連 絡 先

■開庁時間内

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（※土日・祝日・年末年始を除く）

担 当 課：旭市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興班

住 所：旭市ニの 2132 番地（旭市役所 4 階）

電 話：0479-64-1132

■開庁時間外

①総合体育館（電話：0479-64-1101）

午後 5 時 15 分から午後 9 時まで

（※第 2・第 4 月曜日、年末年始 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）

②旭市役所本庁（電話：0479-62-1212【代表】）

午後 9 時から翌日の午前 8 時 30 分まで

単発利用基準（特定日のみ利用）

特定の日に学校体育施設を利用する場合は、利用する学校へ各団体で確認してから、
スポーツ振興課へご連絡ください。

希望する時間帯に年間利用団体がある場合は、単発利用を優先します。

ただし、年間登録団体が休止するのは月1回程度となるよう調整する場合があります。
利用日の1ヶ月前から1週間前までにスポーツ振興課へ連絡・申請してください。

※練習試合・交流会等は単発利用の対象となりますので、許可を受けてから利用してください。開放学校登録団体同士の練習試合で、年間を通じて利用許可を受けている学校・時間帯で実施する場合は、電話連絡のみで申請書の提出は不要とします。

1. 学校へ利用内容等を説明して、学校教育に支障がないか確認してください。
（事前確認）
※確認のみで予約はできません。
※希望日時に年間利用団体が入っている場合は、団体間で調整してください。
2. 学校へ確認後、スポーツ振興課へ連絡して「旭市開放学校利用許可申請書」を提出してください。
（※大会・イベント等で利用する場合は、大会要綱・イベント企画書を添付）
申請書はスポーツ振興課で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。
3. 「旭市開放学校利用許可申請書」の内容を確認し、後日「旭市開放学校利用許可書」を申請団体へ交付します。
4. 利用日の前日（前日が休日または祝日の場合は直近の平日）に学校へ許可書を持参し、鍵を受け取ってください。
5. 利用日の翌日（翌日が休日または祝日の場合は直近の平日）に学校へ鍵を返却してください。